

令和元年度包括外部監査 指摘事項・意見一覧

テーマ：文化振興行政の財務事務の執行及び事業の管理について

区分	報告書頁	概要	指摘事項・意見の内容	措置状況
指摘1	29	物品の処分（県所有） 【文化振興課】 （音楽堂）	石川県財務規則では、不用の物品を処分しようとするときは、「物品の不用決定並びに売却（廃棄）伺」により、あらかじめ決裁を受けることを求めているが、新しい機器購入時に古い機器を廃棄したのか、引き続きどこかに保管しているのか確認できない状況が発見された。廃棄しているのであれば、廃棄の決裁が漏れなく行われる体制整備が必要であるし、どこかに保管しているのであれば、即座に保管場所がわからない資産管理体制の改善が急務と考える。	備品台帳に記載されている備品の照合点検作業を実施するとともに、備品の保管場所が即座に分かるように備品台帳に保管場所を記載することとした。 また、既に廃棄済みの備品については、速やかに廃棄手続を行った。 今後は、財務規則に基づき廃棄時においてあらかじめ決裁を徹底するなど、適切な財産管理に努めてまいりたい。
指摘2	30	物品の実査（県所有） 【文化振興課】 （音楽堂）	石川県財務規則では、「主務課長又は課長は、毎年三月三十一日現在において、職員が使用中の物品及び出納員又は物品取扱員が保管する物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印するものとする」ことが定められている。 しかし、音楽堂の県所有物品については、物品と帳簿の照合点検作業が実施されていなかった。また、備品シールについてもはがれているものがあり、物品管理が徹底されていなかった。財務規則に従って、物品の点検を行うためにも備品シールが漏れなく貼られているか確認を行い、かつ照合点検作業を実施するべきである。	財務規則に基づき備品台帳に記載されている備品の照合点検作業を実施し、備品シールの無いものには貼付を行った。 今後は、財務規則に基づき、毎年度、照合点検作業を実施することとしたい。
指摘3	86	物品の実査 【管財課・経営支援課】 （九谷焼技術研修所）	備品には金額に関係なく、机といすが含まれ、現物実査の対象となっている。九谷焼技術研修所では机が168、いすが459存在し、現実的に実査は困難であり、行われていないとのことであった。県全体として、机やいすの位置づけ、現物実査の方法に関して検討が望まれる。	備品となっている物品と台帳との照合を行った。 今後は年度末の照合確認に向けて、品目の中には点数の多いものもあることから、計画的に確認を行うこととする。 また、机やいすの位置づけについては、備品区分基準の見直しを行い、令和3年4月1日から他の物品同様、実質耐用2年以上で、購入額が5万円以上のもののみを備品として取り扱うこととし、事務の効率化を図ることとした。
指摘4	98	物品の管理 【経営支援課】 （山中漆器産業技術センター）	ホームページ上の「施設のご利用」に開放機器として掲載している『ビデオマイクロスコープ』は利用実績が低いため、平成28年度に故障して以来、修繕管理が行なわれていない。石川県財務規則では、「物品は、常に良好な状態において保管するものとする」ことが定められており、故障した際には、修繕するかどうかをタイムリーに判断すべきであり、今後利用見込みがない場合は、石川県財務規則に基づき速やかに処分の手続を行うとともに、ホームページの記載を削除することを検討すべきである。なお、「ビデオマイクロスコープ」以外にも、現場視察では現状使用していない備品（ブラウン管テレビ等）が発見されており、処分するの可否かの検討を適時行うべきである。	ビデオマイクロスコープについては、今後の利用見込みがないため、廃棄処分手続を行い、ホームページの記載を削除した。 また、ブラウン管テレビ等現状使用していない備品で、今後の利用見込みがないものについても、廃棄処分手続を行った。 今後、物品の修繕や処分については適時検討、判断を行うこととする。
指摘5	99	源泉所得税の取扱い 【経営支援課】 （山中漆器産業技術センター）	個人講師に対する報酬等について所得税法第204条第1項の規定に基づき、源泉徴収がされているが、源泉徴収の対象とする金額は、原則として消費税及び地方消費税の額を含めた金額となること、消費税及び地方消費税の額を含まない報酬等の額を源泉徴収の対象とする金額として計算されている。消費税及び地方消費税の額を含まない報酬等の額を源泉徴収の対象とする金額とすることができるのは、報酬等の支払を受ける者からの請求書等において報酬・料金等の額と消費税及び地方消費税の額が明確に区分されている場合に限られる。従って、源泉徴収の対象金額の見直し、もしくは講師からの請求書入手し、源泉徴収対象金額を把握した上での対応を行う必要がある。 (根拠：消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取扱いについて (法令解釈通達) (平成元年1月30日) (平成26年3月5日付改正分まで更新)	消費税及び地方消費税の額を含めた金額を源泉徴収の対象金額とする見直しを行った。 今後は、源泉徴収対象金額の取扱いについては、所得税法等に基づき、適正な対応に努めたい。

令和元年度包括外部監査 指摘事項・意見一覧

テーマ：文化振興行政の財務事務の執行及び事業の管理について

区分	報告書頁	概要	指摘事項・意見の内容	措置状況
意見1	27	稼働率の算出方法 【文化振興課】 (音楽堂)	音楽堂が有効に利用されているのかどうかを把握するために稼働率は重要な指標であるが、現状の稼働率は各ホールにおいて、午前、午後、夜間の3区分の中の1コマに利用があれば、全日利用有りとして計算される仕組みとなっている。 事業団では、ホール別に、午前、午後、夜間の各区分での利用実績を把握しているが、ここ数年、ホール・区分によっては利用実績は横ばい若しくはやや減少傾向にある。音楽堂の有効活用を促す具体的な施策を検討し、実行する上でも、ホール別かつ時間区分別に稼働率管理を行い、指標として利用することが望まれる。	稼働率の算出方法について、意見を踏まえ、利用実績を適切に把握し、音楽堂の有効活用を促す具体的な施策を検討する際に活用するよう努めたい。
意見2	29	石川県長期構想の成果指標 【文化振興課】 (音楽堂)	音楽分野での活動状況を示す指標として音楽堂入場者数が成果指標となっており、貸館の利用者数も集計されている。貸館には音楽に関する発表会利用もあるが、学会利用も多く含まれており、「音楽分野での活動状況を示す指標」としては適していないと考えられる。音楽分野での活動によって利用した人数のみを指標とすることが望まれる。	石川県長期構想の成果指標について、意見を踏まえ、適切な目標設定方法について、次の令和5年度指定管理契約の更新時に検討したい。
意見3	29	中期経営目標の成果指標 【文化振興課】 (音楽堂)	指定管理者が管理する施設における中期経営目標とは、県が指定管理者に実現を求める目標として位置づけられている。音楽堂では入場者数の目標値を平成26年度から平成28年度の平均利用者数の8%増としているが、当該目標値258,500人はすでに平成27年度において達成している。すでに達成している数値を5年後の目標とするのは、指定管理者に求める目標としては、低い数値であると言わざるを得ない。直近の状況を反映した目標設定ができるよう目標設定方法を検討すべきである。	中期経営目標の成果指標について、意見を踏まえ、適切な目標設定方法について、次の令和5年度指定管理契約の更新時に検討したい。
意見4	30	県有施設における物品の実査に関する規則 【管財課】 (音楽堂)	石川県財務規則では、「主務課長又は課長は、毎年三月三十一日現在において、職員が使用中の物品及び出納員又は物品取扱員が保管する物品を帳簿と照合のうえ点検し、帳簿に記名押印するものとする」ことが定められているが、物品を多数有する施設において3月31日にすべての備品を一斉に照合点検することが現実的に困難である場合は、重要物品は3月31日に実施することとし、それ以外の物品は循環棚卸（1年間のうちに、場所別で少しずつ照合点検を行う）等へのルール見直しを検討することが望まれる。	年度内の物品の購入や保管換えなど、常時、事務処理に遺漏がないよう留意し、物品の管理状況を把握することで運用は可能であると考えられる。 これまでも、毎年度3月上旬には、年度末における保管物品と帳簿との突合確認の実施について遺漏がないよう、点検事項を具体的に示した通知を发出しているが、机類・いす類の備品区分基準を見直したところであり、事務処理が着実に実行されるよう周知徹底していきたい。
意見5	30	物品の実査（事業団所有） 【文化振興課】 (音楽堂)	事業団所有の固定資産に対して、備品シールとして「石川県立音楽堂」というシールが貼られるのみで、固定資産台帳と紐づけるような管理番号が記載できる様式ではないうえ、現物確認もなされていなかった。 楽器など備品シールの貼付が難しいものも多数あることは承知しているが、事業団は多くの補助金を受け取っており事業団の購入物であったとしても資産管理を徹底するとともに、効率的に行うためにも、備品シールには該当する固定資産の管理番号を記載し、現物管理を徹底することが望まれる。	固定資産台帳を元に別冊で備品管理台帳を作成し、管理番号や保管場所などを記載して現物確認が効率的に行えるようにした。 また、楽器など備品シールの貼付が難しいものについては、管理台帳に現物の写真データを添付し、適切に現物管理が行えるよう改善した。
意見6	30	金庫の鍵の管理 【文化振興課】 (音楽堂)	音楽堂における使用料収入を保管する鍵が、施錠できない場所に保管されており、自由に使用できる状況となっていた。鍵の管理方法を見直すことが望まれる。	使用料を保管する鍵を鍵付きの金庫に保管することとし、金庫の鍵も限られた人間しか扱えないようにし、適切な管理に努める。
意見7	74	工事設計書の精査 【営繕課】 (能楽堂)	土木部営繕課は、修繕工事の設計審査を行うにあたって、担当者が工事設計書を作成し、それを作成者と別の担当者（通常はグループリーダーや課長補佐などの上司者）が精査したうえで、工事設計書に精査印を押印することとしている。しかし、サンプル抽出した石川県立能楽堂見所空調設備改修工事においては、工事設計書への精査印の押印が行われていなかったため、第三者による精査が行われたかの確認が取れなかった。なお、「石川県財務規則」では、決裁権限に関する規定は設けられているが、精査の可否や精査者に関する規定は設けられていない。 精査の目的が入力誤り等の事務ミスの発見・防止にあることに鑑みると、第三者が精査を行い、工事設計書に精査印を押印する必要がある。	担当者が工事設計書を作成した場合、第三者が精査を行い、工事設計書に精査印を押印することとしている。 今後は、第三者による設計書の精査が確認できるように、精査印の押印漏れ等がないよう事務手続を徹底してまいりたい。

令和元年度包括外部監査 指摘事項・意見一覧

テーマ：文化振興行政の財務事務の執行及び事業の管理について

区分	報告書頁	概要	指摘事項・意見の内容	措置状況
意見8	77	目標管理のための指標 【文化振興課】 (能楽堂)	<p>中期経営目標における貸館施設の稼働率の目標値が、本館（本舞台、第二舞台、楽屋など）と別館（第三舞台、お茶室）のいずれかの施設に利用があれば、能楽堂全体かつ、1日単位での利用として計算されている。</p> <p>能楽堂では1つの舞台や楽屋を使うと音が漏れる等の事情から、複数の舞台を同時利用することが現実的に困難との特殊性があると聞いているが、本館（本舞台）と別館のそれぞれで稼働率を公表していることから、少なくとも、本館と別館に分けて目標設定するなど、特殊性を考慮した上で、午前・午後・夜間等の貸館区分での稼働率管理を進めることが、能楽堂の有効活用を促す意味でも有効と考える。</p>	稼働率について、利用状況を本館及び別館ごとに午前、午後、夜間の各区分で集計・分析し、施設の特性を維持しつつ、施設の効率的な活用を図ってまいりたい。
意見9	86	物品実査の実施証跡 【経営支援課】 (九谷焼技術研修所)	物品と帳簿との照合作業に際し、作業証跡が確認できる資料は個人的なメモという認識の下、一覧として整理されていなかった。確認作業の実施を裏付けるため、照合証跡のある資料は正式な記録として保存することが望まれる。	物品と帳簿の照合作業において、照合点検記録を作業実施の証拠書類として備え、保存管理を行うこととする。
意見10	90	物品の実査及び実施証跡 【経営支援課】 (伝統産業工芸館)	指定管理者は県の備品を使用し、当該備品を管理し、年に1度、現物確認を実施しているとのことであったが、実際に実施していることが確認できる証跡を確認することはできなかった。なお、県においては、指定管理者が使用している備品を年度末に現物確認するような手続は実施していない。県は指定管理者が備品を正しく管理しているか把握するためにも、現物確認の立会や現物確認の実施証跡のある書類を確認するなどの対応が必要と考える。	毎年、事業報告書提出の際に指定管理者から現物確認を行った実施証跡のある書類を県へ提出してもらい、確認を行うこととする。
意見11	145	書籍等の増加に対応した保管場所の確保 【文化振興課】 (四高記念文化交流館)	書籍等の受入れが累積的に増加しており、保管スペースの確保が困難であることから、一部、段ボールに入れた状態で展示室内に保管されていたものがあつた。間仕切りやドア等より、直接来館者が接触することの無いよう配慮がなされているが、開放感ある展示空間の確保や資料の安全な保管の観点からは、一般開放されていない管理スペース等において保管することが望ましい。現在、収蔵庫資料の整理が進められているとのことであり、整理後、速やかに現状が解消されることが望まれる。	展示室内に段ボール箱に保管されていた書籍は、順次、管理スペースに移動しており、令和3年度6月頃までには現状が解消される予定である。
意見12	163	目標となる成果指標の設定 【文化振興課】 (大野からくり記念館)	公益財団法人大野からくり記念館は、施設の運営にあたり明確な目標となる成果指標を定めていない。県は財団に対して定額補助を行うことにより、財団による記念館の運営を通じて文化の振興を図っている。そのため、県における有効かつ効率的な文化振興施策の遂行は、財団が補助に見合った運営成果を上げることにより実現するものと考えられる。以上より、両者協議の上、具体的な成果指標（例えば、入館者数〇〇〇〇人など）を設定するとともに、県は財団に対しPDCAサイクルを確立するよう促すことが期待される。	今年度内に目標となる成果指標を設定のうえ、今後、達成状況の確認により、効率的な業務運営に努めるよう指導した。
意見13	163	財団が行っている財産管理への指導助言 【文化振興課】 (大野からくり記念館)	<p>当該施設の財産管理は、その施設の管理をしている公益財団法人大野からくり記念館が行っている。財産管理の状況としては、毎年3月末に実査を定期的実施するのに加えて、イベントがある場合など不定期に実物と台帳に記載されている物品との突合を行っているとのことであるが、当該手続を行った証跡を残していなかった。</p> <p>財産管理の責務は、一義的には、日々、その財産の維持管理をしている公益財団法人大野からくり記念館が負っていると考えられる。しかし、石川県においても当該施設に必要な財産の購入原資となる補助金を出している立場から、公益財団法人大野からくり記念館が行っている財産管理の状況についてヒアリングを行い、上記のような状況があれば、実査をした証跡を残すよう指導・助言することが望ましい。</p> <p>現状、石川県としてはそれらを行っていないため、今後は、公益財団法人大野からくり記念館の財産の管理状況を定期的にヒアリングし、適切に管理するよう指導・助言することが望ましい。</p>	当該施設において保管する物品について帳簿により管理するとともに、別途契約により県が無償貸付している県有財産については毎年度末日現在において帳簿と照合のうえ点検し、その結果を報告するよう指導した。

令和元年度包括外部監査 指摘事項・意見一覧

テーマ：文化振興行政の財務事務の執行及び事業の管理について

区分	報告書頁	概要	指摘事項・意見の内容	措置状況
意見14	167	目標となる成果指標の設定 【文化振興課】 (銭五顕彰会)	公益財団法人銭五顕彰会は、施設の運営にあたり明確な目標となる成果指標を定めていない。県は財団に対して定額補助を行うことにより、財団による記念館の運営を通じて文化の振興を図っている。そのため、県における有効かつ効率的な文化振興施策の遂行は、財団が補助に見合った運営成果を上げることにより実現するものと考えられる。以上より、両者協議の上、具体的な成果指標（例えば、入館者数〇〇〇〇人など）を設定するとともに、県は財団に対しPDCAサイクルを確立するよう促すことが期待される。	今年度内に目標となる成果指標を設定のうえ、今後、達成状況の確認により、効率的な業務運営に努めるよう指導した。
意見15	167	財団が行っている財産管理への指導助言 【文化振興課】 (銭五顕彰会)	当該施設の財産管理は、その施設の管理をしている公益財団法人銭五顕彰会が行っている。財産管理の状況としては、毎年3月末に実査を定期的実施するのに加えて、イベントがある場合など不定期に実物と台帳に記載されている物品との突合を行っているとのことであるが、当該手続きを行った証跡を残していなかった。また、物品を管理している台帳には、財産名しか記載されておらず、番号や実物の写真を載せていないため、実物との突合を行う際に正確に行われない可能性がある。 財産管理の責務は、一義的には、日々、その財産の維持管理をしている公益財団法人銭五顕彰会が負っていると考えられる。しかし、石川県においても当該施設に必要な財産の購入原資となる補助金を出している立場から、公益財団法人銭五顕彰会が行っている財産管理の状況についてヒアリングを行い、上記のような状況があれば、実査をした証跡を残すよう指導・助言することが望ましい。 現状、石川県としてはそれらを行っていないため、今後は、公益財団法人銭五顕彰会の財産の管理状況を定期的にヒアリングし、適切に管理するよう指導・助言することが望ましい。	当該施設において保管する物品について帳簿により管理するとともに、別途契約により県が無償貸付している県有財産については毎年度末日現在において帳簿と照合のうえ点検し、その結果を報告するよう指導した。
意見16	177	事業財源縮小に備えて 【文化振興課】 (いしかわ県民文化振興基金)	2021年3月には一般会計債の借換えを行うことが想定される。直近の30年利付国債は0.4%（2019年7月入札発行）であり、利率が半減していることから、今後も低い利率が続く可能性は否定できない状況である。 基金で行っている事業は文化活動を支援するために継続的な視点で行われている事業が多いが、利率の低下により財源の規模が縮小した場合、事業規模や内容を見直す必要が生じる可能性もある。事業の内容の見直し等は全庁的な協議がなされることが予想されるが、このような協議に参加する機会がある場合には、これまでの実績を踏まえ、有効かつ効率的な事業の運営に資する現場レベルでの施策等について情報共有を行うことなどにより、全庁的な取り組みとしての文化活動の継続的な支援を守り立ててゆくことが期待される。	今後、全庁的な協議又は財政担当部局との協議がある場合には、文化活動の継続的な支援の実施に向け、これまでの実績の情報共有等を丁寧に行ってまいりたい。